
第8回 大山町議会定例会会議録（第5日）

平成24年9月27日（木曜日）

議事日程

平成24年9月27日（木曜日）午前9時30分開議

日程第1 諸般の報告

(1) 議長の報告

①八橋警察署庁舎建て替え計画について

②平成23年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検評価について

日程第2 発言取消しの申出について

日程第3 議案第95号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第96号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第97号 町道路線の変更について

日程第6 議案第98号 工事請負変更契約の締結について

(大山町名和地域休養施設整備工事)

日程第7 議案第99号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第8 議案第100号 平成23年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第101号 平成23年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第102号 平成23年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第103号 平成23年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第104号 平成23年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第105号 平成23年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第106号 平成23年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第107号 平成23年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第108号 平成23年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第109号 平成23年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 18 議案第 110 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 111 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 112 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 113 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 114 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 115 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 116 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 117 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 議案第 119 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 28 議案第 120 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 121 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 122 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 123 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 124 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 33 議案第 125 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 126 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 35 発議案第 8 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第 36 発議案第 9 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について
- 日程第 37 発議案第 10 号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書の提出について
- 日程第 38 発議案第 11 号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 39 発議案第 12 号 鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 40 議員派遣について

- 日程第 41 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 42 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 43 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 44 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 45 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会 所管事務調査）
- 日程第 46 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 竹 口 大 紀 | 2 番 米 本 隆 記 |
| 3 番 大 森 正 治 | 4 番 杉 谷 洋 一 |
| 5 番 野 口 昌 作 | 6 番 池 田 満 正 |
| 7 番 近 藤 大 介 | 8 番 西 尾 寿 博 |
| 9 番 吉 原 美 智 恵 | 10 番 岩 井 美 保 子 |
| 11 番 諸 遊 壊 司 | 12 番 足 立 敏 雄 |
| 13 番 小 原 力 三 | 14 番 岡 田 聰 |
| 15 番 椎 木 学 | 16 番 鹿 島 功 |
| 17 番 西 山 富 三 郎 | 18 番 野 口 俊 明 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	
教育次長兼学校教育課長 ……………	齋 藤 匠
総務課長兼住民生活課長 ……………	酒 嶋 宏
社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫	中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴
幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄	大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之
企画情報課長 …………… 野 間 一 成	税務課長 …………… 小 谷 正 寿

建設課長	……………池 本 義 親		
農林水産課長兼農業委員会事務局長	……………	山 下 一 郎	
水道課長	……………野 坂 友 晴	福祉介護課長	……………戸 野 隆 弘
観光商工課長	……………福 留 弘 明	保健課長	……………後 藤 英 紀
観光商工課参事	……………齋 藤 淳	人権推進課長	……………澤 田 勝
企画情報課参事兼未来づくり戦略室長	……………	赤 井 久 宣	
地籍調査課長	……………種 田 順 治	代表監査委員	……………松 本 正 博

午前9時30分開議

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。いよいよ本日が今定例会の最終日となりました。

ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

最初に、議長からの報告であります。八橋警察署の庁舎の建て替え計画について、ご報告申し上げます。

老朽化した八橋警察署庁舎の建て替えについては、以前から、計画されていましたが、その建替え計画の概要が、平成 24 年 6 月 12 日開催の鳥取県議会企画県土警察常任委員会で公表されました。

新たな八橋警察署庁舎の建て替え位置は、犯罪や交通事故状況、交通の利便性、生活施設の整備状況等を踏まえ、総合的な判断から、琴浦町赤碕付近にというものであります。

平成 16 年の警察再編計画に基づき、旧大山町、旧名和町が八橋警察署の管轄に置かれることが判明して以来、安心・安全の観点から、多くの大山町民が訴え続けてきました「八橋警察署は、所轄エリアの中央に位置する中山地区に」との願いは、打砕される結果となりました。

この結果を受け、大山町議会は、6 月定例議会中の 6 月 21 日に、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して、建て替え計画の見直しを求める意見書を提出し、県警本部へは要望書を持参いたしました。

8 月 31 日には、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に説明を、そしてまた県警本部長に庁舎建て替え候補地選定に関する質問書の提出及び説明会開催の申し入れを行ないました。また、町長におかれても、地域住民の安心・安全確保の観点から、8 月に各種団体と連携し、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対して、八橋警察署庁舎建て替え計画の見

直しを求める要望書の提出を行いました。これは町のほうは先ほど要望書と言いましたが、訂正いたします。これにつきましては、陳情書を提出されました。

さらに大山町議会は、八橋警察署庁舎建て替え位置の選定に至る経緯や理由について、大山町民の皆さんに、説明するよう鳥取県警察本部長に申し入れを行いました。これに対する回答も、結論ありきで、誠意を欠く内容でありました。

八橋警察署庁舎の建て替えは、平成 25 年度事業として実施されることから、今後におきましても、大山町議会は、予算編成権を有する鳥取県知事や、議決権を有する鳥取県議会に対して、八橋警察署管内住民の安全・安心を等しく保障するため、エリアの中心に位置し、かつ平成 25 年度には山陰道の延伸により、交通の利便地となる大山町中山地区内に、八橋警察署庁舎を建設していただきますように、粘り強く要望してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様におかれましても、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、この件についての議長の報告を終わります。

次に、大山町教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、「平成 23 年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検評価について」報告がありました。

その内容については、お手元に配布の報告書のとおりであります。

以上、議長からの報告を終わります。

日程第 2 発言取消しの申出について

○議長（野口 俊明君） 次に、日程第 2 発言取消しの申出についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、議題に関係します 5 番 野口 昌作君の退場を求めます。

（野口 昌作議員 退場）

○議長（野口 俊明君） この件は、9 月 21 日に行いました一般質問の際に、質問者であります野口 昌作議員は、「全国学力テストの結果と活かし方を問う」という質問の中で、特定の中学校名を出して発言されましたが、その内容の一部に不適切な発言があったとして、議長に対し発言取消し申出書の提出がありましたので、大山町議会会議規則第 64 条の規定により、議会の許可を求めるものであります。発言取消しの内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。ただいま議題となっております、野口昌作議員からの発言取消し申出書について、許可することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって野口昌作議員から申出のあった発言取消しについては、許可することに決定しました。

ここで、野口昌作君の入場を求めます。

(野口 昌作議員 入場)

日程第3 議案第95号

○議長(野口 俊明君) 日程第3、議案第95号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第95号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第96号

○議長(野口 俊明君) 日程第4、議案第96号 大山町防災会議条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第97号

○議長(野口 俊明君) 日程第5、議案第97号 町道路線の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 98 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 98 号 工事請負変更契約の締結について（大山町名和地域休養施設整備工事）の討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3 番 大森 正治君） 議長、3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森 正治君。あっ、すみません。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（3 番 大森 正治君） 名和地域休養施設いわゆる山香荘、これの整備請負変更契約の締結につきまして、私は反対の立場で討論をいたします。

山香荘では、多目的広場、つまりサッカー場ですが、それを中心にして現在整備工事が来年度のオープンを目指して、かなり進行しています。

ところがこういう時期になって総額 2,400 万円もの増額変更がどうして行われるのか、まず根本的な疑問があります。先の全員協議会や、本会議で、いろいろな質疑が出され回答がありましたけれども、あれでは私としてはどうしても納得がいかず、すっきりしていません。

まず天然芝の多目的広場についてですが、当初予定されていた高麗芝から単価の高いグリーンバード J という芝に変更し、それに伴う土壌改良も必要になってきたとのこと。どうして最初からこの芝の使用を計画することができなかったのでしょうか。不思議に思います。人工芝の多目的広場につきましても、どうして最初から人工芝の一部を全天候舗装にする計画がなかったのかということ。です。

またオオサンショウウオ対策として、人工芝多目的広場、西側谷部分の補強土壁を変更するとのことですが、サンショウウオがいることは以前から予想されていたはずであります。その他、防球フェンスや照明灯、トイレの変更など当初から計画されていても良かったのではないかと思います。また当初計画にあってもいいと思われる開発申請費 400 万円もどうして今頃追加されるのか不可解であります。

このように、いろいろな点で当初から計画されていてもよいと考えられることが余りにも多いということは、当初の計画は、言い過ぎかもしれないですけどもずさんだったと言われてもしかたがないのではないかというふうに私は思います。このような工事変更契約の締結を認めることに私は躊躇せざるを得ません。以上反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） はい、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 98 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 99 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 7、議案第 99 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 100 号 ～ 日程第 26 議案第 118 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 100 号 平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 26、議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 19 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成 23 年度決算審査特別委員長 椎木 学君。

○決算審査特別委員長（椎木 学君） はい、議長。

それでは平成 23 年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。お手元に配布して、させていただいておりますので、これを朗読して報告に変えさせていただきます。

平成 24 年 9 月 10 日、平成 24 年第 8 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 23 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 23 年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記、1 事件名、

議案第 100 号 平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 101 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 102 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 103 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 104 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 105 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 106 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 107 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 108 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 109 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 110 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 111 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 112 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 113 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 114 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 115 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 116 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 117 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定について。

2. 事件の内容 決算審査。

3. 審査の経過 付託を受けた 19 議案について、分科会方式により 9 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間、審査を行い、委員全員による全体審査を 24 日に行った。

4. 審査の結果 次の付帯意見をつけて、付託を受けた 19 議案すべてを認定すべきものと決定した。

5. 付帯意見 (1) 平成 23 年度には、地方交付税の伸びや、平成 22 年度に、国が緊急総合経済対策として創設した「地域活性化・きめ細かな交付金」、「地域活性化・住民に光をそそぐ交付金」等を追い風に、ハード・ソフト両面にわたり生活基盤整備、産業振興、防災対策、教育環境整備等の施策が積極的に推進された。さらには、大山地区拠点保育所整備や中山地区拠点保育所整備等、大型建設事業が実施された結果、一般会計歳出決算額は、111 億 6,078 万円と、近年になく大規模な決算となった。後年度交付税措置される有利な起債の借入、あるいは地方交付税の伸び等により、基金残高は 44 億 9,547 万 6,000 円と安定した財政運営が図られていると見受けるが、一方、臨時財政対策債や、過疎対策事業債を財源として事業展開が行われた結果、後年度の公債費の増加も容易に推測できる。併せて、その町の財政健全度を示す実質公債費比率や経常収支比率は、イエローゾーンに位置し、地方交付税も、平成 27 年度には合併による特例措置が廃止され、5 年間で逡減されること等を深く認識し、将来を見据え健全かつ安定した財政運営を図られたい。

(2) 町税や住宅使用料、国民健康保険税、保育料、給食費、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、下水使用料、水道使用料等に、6 億 718 万 4,054 円の未収金がある。別表 1、添付しております。未収金は、22 年度と比べ、31 万 5,294 円増加し、新たに農業費でも発生している。各課それぞれ、創意工夫を行いつつ、未収金の解消に努力し

ておられると認識するものの、滞納整理の基幹部署でもある滞納対策室との連携や、滞納者の実態調査が不足していると感じられるので、緊密な連携のもと情報の共有化を図り、実効ある滞納対策に取り組まれない。

(3) 大山町職員による違法行為や不適切な事務処理等の不祥事が相次ぎ、多くの住民から、苦情を耳にする。公務員としての基礎的知識を習得する研修や、自覚を高める研修会が開催されていると聞くが、改善策は行政組織内部にとどまり、町民からは状況が著しく改善されたとは、認識し難いので、再度猛省を促し、職員が一丸となって再発防止に取り組まれる仕組みやその意気込みを町民に示されたい。

(4) 大山恵みの里公社の公益部門の事業展開に関して、町は、多額の委託金、補助金を支出している。「大山恵みの里づくり計画」の基本理念や基本姿勢に沿って、適正に事業の推進がなされているか、検証をという声も一部にあり、町民から、住民監査請求が行われるとも側聞している。「大山の恵み」を甘受し、町民に夢と希望を与える所期の計画・基本理念に沿って事業の推進が行われているか、今一度、大山恵みの里公社とともに、運営方針と事業内容を検証されたい。

(5) 大山町名和地域休養施設「山香荘多目的グラウンド整備事業」に係る予算は、当初3月議会で否決され、その後も喧々諤々の議論の末、9月議会で3億6,121万9,000円が措置された。25年度4月から、供用を開始するが、その運営方針や詳細が依然不明であるので、指定管理候補者と早急に協議し、明らかにされたい。また、多くの人々の夢を乗せた事業でもあるので、官民一丸となって誘客に努め、施設の安定かつ健全な運営を図られたい。

(6) 国民健康保険直営大山診療所は、地域医療の拠点として多大な貢献を果たしてきたが、平成21年7月に医師が退職して以来、応急体制で診療が行われている。2階の入院病床及び介護病床部分は、23年度から、地域密着型介護老人福祉施設として、民間事業者の有償で貸与されている。

1階の診療所部分は、これまでも医師の確保が、困難であるとの報告を受けているが、より良い運営方針を模索されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第100号 平成23年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大森 正治君。

○議員（3 番 大森 正治君） 平成 23 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対の立場で討論をいたします。

本決算のなかには、中学生までの医療費補助を含む、特別医療費助成事業、高齢者の要介護や閉じこもりを防ぐためのいきいきふれあい活動支援事業、さまざまな介護予防事業など、子育て支援や老人福祉の面などで評価すべき点があります。

また、保健関係では、大山町の先進的な取り組みであります 5 歳児検診、いろいろな健康診断、取り分け年度末から開始された脳ドックへの有利な助成事業なども私は評価できます。そして個人用住宅等改善助成、いわゆる住宅リフォーム助成事業ですが、1 年間を終えまして、訂正されたようすけれど数字的に 4,200 万円、その助成に対しまして町内の総事業費は 2 億 9,000 万円以上になり、本町の経済活性化に少なからず貢献しており、継続した取り組みが期待されるところであります。

しかし同和対策関連事業として総額約 1 億 3,000 万円が使われたことは問題点として、指摘せざるを得ません。町長は、差別がある限り同和対策、同和教育は継続すると言いますが、差別事象が 1 件でも発見されれば、まだ差別があるとして終わりなき同和対策事業が続きます。これではいつまでも同和地区が固定されることになります。同和対策事業の目的は、格差を解消し、旧同和地区と地区外の分け隔てなく、壁も溝もない状況を作ることでした。今や格差はほぼ解消し、旧同和地区内外の分け隔てがない現状のなかで、同和対策事業を継続することは、政策的にいつまでも壁を作ってしまうことになりかねません。

部落問題の真の解決に逆行し、どういう状況になったら同和対策事業を終了するのか、展望が見えない施策を私は認めるわけにはいきません。

また、大山恵みの里公社運營業務補助金として、3,200 万円支出しています。恵みの里公社決算書によりますと、大山ブランド販路拡大 PR 事業が予算の 1.5 倍もの決算になっていますが、その内容として、台湾やシンガポールへの商談、イベント参加として 280 万円費やしています。大山ブランドの販路拡大に海外に出向く必要があったのか、まず国内販売に重点を置くべきではなかったのか、大いに疑問です。

また、一昨年から問題になっていた専務理事の報酬は、昨年度も同様に 800 万円余となっています。この報酬額は、町民感覚からみればあまりにも高額と言わなければなりません。そのような点から恵みの里公社 3,200 万円の補助金は認めがたいものであります。

よって私は、本決算を認定することはできません。以上、反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（17 番 西山 富三郎君） 議長、17 番。

○議長（野口 俊明君） 17 番 西山 富三郎君。

○議員（17 番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたします。先ほど平成 23 年度決算審査

特別委員会の椎木 学委員長が報告したとおり、審査の経過は、結果は 19 議案すべて認定すべきものと決定しました。本議案について、3 常任委員会関係の主だったものを強調して言います。

総務常任委員会関係では、翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても、3 億 2,306 万 38 円の黒字となっています。

教育民生常任委員会関係では、2 つの拠点保育所、大山きゃらぼく保育所、中山みどりの森保育所の完成があります。保育の目標は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所であります。保育所の保育は、子どもが現在をもっともよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うため、目標を目指して行われています。今撒くには、後の大木であります。大いに期待するものであります。

福祉保健関係では、従来の人間ドックに加え、脳ドックが実施されました。各種のがん検診では、休日検診を 2 回増やし、受診率向上をはかり、疾病の予防や早期発見、早期治療に努めています。

経済建設常任委員会関係では、ワカメの独自商品等、2 法人に支援を行い成果をあげています。個人用住宅改善助成事業については、今年度も 4,200 万円の事業費を支出し、一定の効果をあげています。平成 23 年の台風豪雨で被災した 19 箇所の復旧工事も行っています。

人権の定義は、憲法及び日本が締結した人権に関する条約に規定された全ての人権と称しています。人権問題は総論であります。同和問題、女性の問題、高齢者の問題、障がい者の問題、子どもの問題等々は、人権の各論であります。町民が自信と誇りを持ち、支え合い、尊敬し合い、住み続けたいまちづくりの根幹であります。ぬくもりのある大山町を築く基となるものであります。規範競争主義の我々議会人に期待されるものは、地域住民の意志と利益を代表し、条例や予算、主要な契約などを決定する役割、さらに地域社会をまとめあげ、安定させる役割があります。同時に民意を鏡のように反映させる住民の広場としての役割があり、幅広い住民の窓口であります。執行機関と均衡と抑制をはかり、大山町の将来に豊かな自治をつくる責務があります。同時に執行責任を負う権能も要しているであります。

本議案はその要件を満たしており、認定するのは当然であります。結びに主人公である町民の皆さま方は、納税の義務、まちづくりに協働の参画をしておられます。衷心より町民の皆さまに経緯と感謝の誠を申し上げ賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（7 番 近藤 大介君） 議長、7 番。反対討論をします。

○議長（野口 俊明君） 7 番 近藤 大介君。原案に反対者の発言を許します。

○議員（7 番 近藤 大介君） 反対の討論をさせていただきます。私は今回、決算認定

にあたって反対をする一番の理由は、滞納対策の取り組みが全くできていない、これが最大の理由であります。

皆さんご承知のように、滞納金をどうするかどうやって徴収するかというのは、合併以来、大山町の一番の課題のなかの一つでありました。監査委員さんから、この点しっかりしなさいと、毎年指摘をされております。我々大山町議会も常に取り組みが甘い、もっとしっかりしなさいと指摘をしてきました。にもかかわらず、近年努力が、どんどん重ねられるどころか、だんだん手ぬるくなってきていると。はっきり言えばちょっと怠慢気味になっていると思います。このことは、近頃毎年のように現れている職員の不祥事と根は一つにしているようにも感じます。確かにほとんどの職員の皆さんは、一生懸命仕事をしておられる、それは間違いないでしょう。しかし、町の重要課題に真剣に取り組む姿勢が見えない、町長以下、執行部の姿勢を「よし、よくがんばった」と評価することは、やはりどうしてもできません。これからの町政の取り組みに対して、執行部当局に猛省を促す意味でも私は今回の決算認定は反対すると、明確に意思を表明すべきだと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 100 号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 100 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 101 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 102 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 102 号は認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 103 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 104 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 104 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 104 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 105 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 105 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 106 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 議案第 107 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 108 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 109 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 110 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 111 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 112 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 113 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 114 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 115 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 116 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 117 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 118 号 平成 23 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、認定することに決定しました。

日程第 27 議案第 119 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、議案第 119 号 平成 24 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 120 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 28、議案第 120 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 121 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、議案第 121 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計補正予算（第 2 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 121 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 122 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 30、議案第 122 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 123 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 31、議案第 123 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 123 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 124 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、議案第 124 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 124 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 125 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 33、議案第 125 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 125 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 125 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 126 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 34、議案第 126 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ご上程いただきました議案第 126 号 大山町職員の給与の特例に関する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

バブル経済破綻以後の長引く経済不況、また昨年の中東大震災など我が国の財政状況は厳しい状況が続いており、本町の税収入等においても好転の兆しは見えない状況が続いております。

本町におきましては、ここ 2、3 年は「きめ細かな交付金」など政府による経済対策により、財政調整基金などを取り崩すことなく事業実施ができておりますけれども、平成 27 年度からは合併の特例措置でございます普通交付税の算定替えの措置が年々減少して行くことが決まっているところでございまして、本町の財政状況は決して楽観できるものではなく、また厳しい状況が続いていくものと考えております。

このような状況の改善に少しでも寄与するために、職員給与の減額につきまして職員労働組合と協議を行ってまいりましたが、給与の削減について同意を得ましたので、この度、条例の制定について提案するものでございます。

条例の内容といたしましては、給与の削減率は 3%の減額とし、減額の期間につきまして、平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間といたしておるところであります。

以上で議案第 126 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（7 番 近藤 大介君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 近藤 大介君。

○議員（7 番 近藤 大介君） 何点か質問させていただきます。時限的にですね、26 年 3 月末まで職員さんのお給与を 3%カットすると、そういう条例なわけですけど、確かに現在の地方経済の状況からみれば、あるいはこれからの地方の財政的なことを考えれば、給与カット、むしろ当然のことだろうなど 5%カットぐらいでも本来なら妥当と私個人は、思っています。

しかしですね、まあ世間一般的なイメージでは、公務員さんは非常に不況の中、たくさん恵まれていると、給料よけもらっておられるというイメージが今でもあるんですけども、職員さんはよくお分かりでしょうけれども、ひと昔前と比べると、公務員の給与制度というのは随分変わってきていて、特に若手や中堅の職員さんあたりの給与は、非常に抑えられていると。で、それが以前みたいにですね、歳を重ねるごとに、退職が近づくにつれてだんだんだんだん上がっていくというような今、制度設計になっていません。そういうなかでの 3%カットっていうのは、実は本当に職員さんの負担大きいことだろうと思っております。

そういうことを考えるとですね、確かに給与カット、必要なことだろうとは思いますが、その時に職員の仕事一生懸命頑張ろうというモチベーションが、ちゃんと維持できるのかなというのを凄く心配しております。そのためには、その点をどのよう

な対策を考えておられるのかというのが一つ目の質問です。

2 つ目の質問ですけれども、先ほども言いましたように、やはり人件費の削減というのは非常に大きな課題です。手をつけることも必要でしょう。しかし、職員の待遇、給与にですね、手をつける前に本来はもっとすべきことがたくさんあるだろうというふうに思います。

例えば事務の外部委託であったりとか、あるいは事務事業の仕分けなどによってですね、経常的な事務費を削減する、徹底的に削減する、そういう努力をした上で職員カット、あるいは努力をしながら併行して職員カット、それならある程度職員さんも納得される部分もあろうかと思うんですが、どうも見ていますとそういった行政コストの削減がまだまだ甘いように感じておるんですけれども、その行政コストの削減についてどの程度努力しておられるのか、この点の質問と、最後にですね、今回の給与カット、職員さんの一律 3%給与カットなわけですが、この 3%カットの対象には、特別職の方の給与は含まれていないわけですね。まあ確かに町長は報酬を従前と比べて 20%既にカットしておられると。副町長や教育長におかれても 10%カットしておられると、そのことについては、まあ十分認めておるところではあります、やはり 200 人からの職員さんに給与カット「こらえてごせ」というからにはですね、特別職の皆さんも「わしらも、もうちーと辛抱するけん」という姿勢を本来見せられるべきじゃないかなと思っておるんですが、その点についてどう考えておられるのか、以上 3 点お答えをお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員より 3 点のご質問がありました。最初の 2 点については、担当より答えさせていただきます。

3 点目の特別職についての給与、報酬のカットということについてであります。先ほど近藤議員おっしゃいましたように、平成 21 年度から 20%、あるいは 10%等のカットをずっと続けておる現状であります。そのことを続けているということで今後もこの状況、続けていくという姿勢で参りたいと考えておるところであります。

1 点、2 点については、担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまのご質問のなかで、賃金カットが続いており、モチベーションが下がってくるのではないかと、どう高めるのかというご質問だと思いますけれども、今回賃金カットもですね、ここ平成 18 年ぐらいから給与の構造改革等ありまして、年々職員の賃金を減らしているなかで、このカットをお願いしたような状況です。ただ近年ですね、西部地区の町村においては、大山町の賃金ベースは、比較的高い、県西部のなかでは高い水準を保っておりまして、そういうようななかで給与カットについて町の財政状況に寄与する一面もありますけれどもお願いしたという状況であります。

で、若手中堅の給与がかなり厳しいのではないかというご指摘ですけれども、平成 18 年に給与の構造改革を国のほうで行った時点です、若手中堅の給与については、それなりの配慮をしております。で、近年の人事院勧告での削減対象は、どちらかといいますと、中高年のほうに厳しい削減がきております。平成 18 年の給料の構造改革の際にはですね、平均で 4.8 の給与削減をするということで向かいましたけれども、50 歳代以上の給与についてはほしい 7%前後の減額率というようなことで、国のほうでも人事院勧告については、民間企業との比較もありますけれども、かなり配慮された対応をされているということだというふうに考えております。

給料が下がるなかで、モチベーションどう高めるかということにつきましてはですね、非常に難しい問題で今回の不祥事、4 月の不祥事を受けてですね、そのようなことにつきまして職員、管理職の間で話し合いをしております。なかなかお金だけを追求していった場合にですね、モチベーションを高めるということは難しいと思いますので、切り離すことはなかなか難しいと思いますけれども、職場のなかでの対話とかですね、公務員としての仕事に対する意欲をどうやって高めるかというような部分でですね、今後も、まあ具体的な話じゃないですけど、地道に話し合いを進めたりしながら、金銭ではない部分でどうやってモチベーションを高めていくかというようなことに重点をおいて、いきたいなというふうに考えております。

それから職員の処遇の前に、事務の効率化ということですが、まあ合併以来ですね、指定管理、それから事務の委託ということで、できる部分についてはかなり効率化をはかっているというふうに考えております。社会体育施設、温泉施設、それからスキー場等外部委託をしております、現在行財政改革の三次の検討委員会を行っておりますけれども、そのなかでもお示ししております。ちょっと今日は資料持ってきておりませんが、そういうようななかで町のほうの支出もかなり抑えているのではないかとこのように考えております。

それから職員のほうもですね、合併時 270 人ほどおりましたけれども、現在 220 名ということで 3 町合併しましたので、職員数もかなり増えておりましたが、早期退職等ばかりながら、行政コストの削減に努めているということです。確かに事務の部分でですね、どこまでを町がするのか、どこまでを民間でできるのか、まだまだ整理が足りない部分があると思いますけれども、今回の行財政改革の審議会等を含めながらですね、もう少し整理をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議員（7 番 近藤 大介君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（7 番 近藤 大介君） まあ行政コストの削減ということに関して、今できるところはやっているというお答えだったんですけども、できるところはやってあるのであれば、それはこれ以上行政コストの削減はできないという意味になるわけですけど、本当にそうなんですか。これお答えください。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） これ以上できないかというご質問ですけれど、これ以上できないというわけではなくて、今までもずっとやっております。で、なかなか難しい部分もありますので、今後も行財政改革の審議会と内部でも話し合いながらですね、できる部分はどんどんやっていきたいと、いうふうに考えております。実際、窓口事務におきましても、各種証明をですね、コンビニで取れるようなシステムを他の自治体ではやられているところもあります。そういうようなものにつきましても、職員の削減、それから窓口コストの削減ということもありますので、そういうことをする場合、どうしても初期投資ということもありますので、そういう経費等を含めながら、今後できる部分については考えていきたいというふうに考えております。

その他の事務につきましても、本当に町がすべきものなのか、そろそろ整理する必要があるのではないかとというような事業仕分けというようなことを他の自治体でもやられておりますけども、そういうものもですね、取り組みにつきましても、検討しながら今後も行政改革というのは続けていくというふうに考えております。

○議員（7番 近藤 大介君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（7番 近藤 大介君） まあ例えば民間企業であれば言わなくても分かっておることですけれども、何年か赤字が続けばですね、倒産せざるをえんわけですがんな。そうすれば業績をみながらこれじゃあまずいとなったら本当に鼻血が出るほどコスト削減するなり、あるいは収益を増やすよう努力するわけですけれども、どうもそこまでの真剣さが今の大山町役場にあるとは見えておらないわけです。

で、まあそもそも先ほど町長、もう既に自分の報酬20%カットしておるけん、それ以上のことは考えていないとおっしゃったわけですけれども、森田町長は選挙に出られる際にですね、自分の退職金はいらないと、規定を見直すとおっしゃって町長になられたわけです。まあいろいろその制度上の問題があって、退職金をカットするのはちょっと事務的に困難だということでまあその後なしのつぶてになっておるわけですが、退職金なんかあてにせんというお気持ちがあるなら、例えばご自分の報酬40%でも50%カットされても同じことのわけですがんね。

で、町民との約束を守られないまま、で自分のその報酬は手を付けずに、自分の財布には手を付けずにおって職員の給与、これこれだけ3%カットだと言われて本当に職員のモチベーションがそれで、大山町のために頑張ろうというふうになるのか、凄く心配なんですよね。隠岐の島の海士町では、非常に町財政が逼迫したときに、町長と職員が一体となって、それこそ職員のほうからちょっと%忘れちゃったけども、なんぼでも給与カットに応じますと、率先して自分の給与カットに協力して、一緒に自分らのふるさとのまちを守ろうと一丸となってやられた結果、今マスコミなり、なんなりでも非常に注

目されるぐらい活発なまちになってきています。よくご存じだと思います。

やはり給与の、例え 3%であっても給料に手をつけるからにはですね、何らかのこれからまちづくりのビジョンを示すなり、職員のモチベーションをしっかりとあげる約束なり取り組みをしながらでないともむしろ行政サービスが低下することにつながるのではないかと大変心配するわけですがけれども、そのへんについての対応策、もう一度ちょっと、あるいは覚悟説明いただきたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員よりご質問をいただいたところですがけれども、まずご質問を受けながら、はて、議員がおっしゃっていたこれまでの言動と大変変わってきているなということを感じながら承りました。

行政の今の状況厳しい、私どもは厳しい状況にあるので、今後の取り組みもしっかりとそれこそ、状況をみながら展開をしていくという話をさせていただきましたけれども、民間であれば倒産、そして行政は今真剣さがないというような表現をおっしゃいました。これまで財政的に十分あるので、もっともっと使えというぐあいにお話をされてきたのが、私は近藤議員ではなかったかと思っております。

まあその、いう状況のなかでのご発言でしたので、この度の真意はかりかねるところがあります。（「出すところは出す、締めるところは締める」と呼ぶ者あり）出すところは出しながら、締めるところは締めながら、しているのが今の現状の行政の取り組みでありました。

それから退職のことにつきましても、これは既にご承知のなかで敢えてこのたびまたご発言されたのかなと思っております。当初の退職金ということについてできないということでもありますので、額としての 20%のカットということも提案させていただき、議会のほうからご承認をいただきました。21年の6月の議会であったと思っております。

そういった姿勢を今日までずっと貫いてきておるということと、その状況を私含めて特別職、それぞれ捉えて今日までいたっているというところでもあります。そのことについて十分にご理解を賜りたいと思っております。議員の考えと、あるいはご指摘ということについては、近藤議員のご発言として承らせていただきます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） まあ行政コストの削減、そのなかの一つとしてのこのたびの町職員の皆さんの給与カットだと思いますが、公務員の給与を下げるというそのムードがずーとこう日本全体、地方にもあるわけですがけれども、そのムードのなかでしかたがないのかなーと思う反面、これでいいのかなと本当に心配します。それは、これによってまたいわゆる負の連鎖が起こりはしないかなと。それに加速がかかりはしないかと

いう心配です。つまり町職のカット、まあ1年半ほどですけども、これによって民間に与える影響があると思います。民間も下げていく、そしたらまた公務も公務員のほうも下げてもいいじゃないかと。それによって景気が、地域経済の景気も悪くなるということも当然予想されます。そうするとまた給与を下げていく。本当に底なし沼のような負の連鎖が続くのではないかと、まあこれ極端な考えかもしれないけども、それも本当に心配されていますし、現にずっと日本の経済っていうのが、日本全体がそういうふうになってきておいて、今のデフレ状態から脱しきれないというのがあるのではないかと、いうふうには私は分析しています。

そういうなかでの1年半ほどのカットですけども、3%のカットですけども、これによって、いったいどれぐらい削減効果があるのか、まあ効果っていうのか、削減されるのかですね、1年間半で。それが1点質問したいですし、それからこの町の職員の皆さんの給与カットによって、本町の地域経済に及ぼす影響もあるのではないかと思うんですが、そのあたりをどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大森議員の質問に担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず2点ご質問いただきましたけども、カットによる削減額ということですが、ざっとした試算ですけれども、1年間で2,500万、この期間18ヶ月で3,800万ほどの削減効果があるというふうに考えております。

地域に対する影響ということですが、これはちょっと予測はつきませんのでご返答はできかねます。申し訳ありません。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（3番 大森 正治君） はい。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） まあ地域に与える影響というのは、分かりにくいところだと思っておりますけども、まあね、曖昧ない方はできないとは思っておりますけれど、決して良くなることはないんじゃないかなっていう気がするんですけども、その辺はどうお考えですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 個々それぞれのお金の使い方があるわけがございますので、そういういった捉え方のなかで、職員は努力してくれるものと思っています。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10番 岩井 美保子君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 岩井 美保子君。

○議員（10 番 岩井 美保子君） ただいまはですね、この減額をされたお金が年間では 2,500 万、3 年間では 3,800 万という金額を聞かせていただきました。そこで確認でございますが、職員の皆さんがこのお金の使途と言いますか、使い途をご存じだろうか。ここにはいい文書で書いてあります、これに生ずる財源をもって、町財政の健全化に資することを目的とするということでございますが、これを具体的にどのような使途をもって、減額をされるのかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 使途についてのご質問ですけれども、平成 18 年に一度カットをやっておりますけれども、その時にはですね、公債費の返還に対する積立ということでやっておりました。で、今回はですね、組合との協議のなかで町財政の寄与するという目的は決めておりますけれども、その使途につきましては、今後組合の方も提案をするので協議をしながら進めさせてほしいという提案を受けておりますので、具体的なものにつきましては、今後組合と協議をしながら進めるというような形にしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 126 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 126 号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 11 時 5 分といたします。休憩します。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

日程第 35 発議案第 8 号 ～ 日程第 38 発議案第 11 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 35、発議案第 8 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてから、日程第 38、発議案第 11 号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出についてまで、計 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） はい、議長。総務委員長。

ただいま議題となりました発議案第8号から11号の提案理由説明を行います。

議案第8号、9号の趣旨については先の全員協議会で皆さんの賛同をいただいて委員会からということでございます。10号、11号につきましては、総務委員会で慎重審議いたしました結果をご説明申し上げます。

まず発議案第8号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、温室効果ガスを6%削減することが義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策等の取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかし、これらの市町村では、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しており、平成25年度税制改正に向けて、地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があり、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後

継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月27日、鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣 野田佳彦 様、財務大臣 安住淳 様、総務大臣 川端達夫 様、国家戦略担当大臣 古川元久 様、農林水産大臣 郡司彰 様、環境大臣 細野豪志 様、経済産業大臣 枝野幸男 様、衆議院議長 横路孝弘 様、参議院議長 平田健二 様であります。

次に発議案第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その後10年を経過した現在に至っても、拉致問題は解決に至っていない。

拉致問題は、重大な国家への侵害であり、また許しがたい人権侵害であることは明白である。

拉致の解決を求める国民の声を更に高め、政府はすべての拉致被害者を一刻も早く救出する責務があり、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書、平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日総書記が死亡した。北朝鮮が生きている被害者を死亡したと言わざるを得なかったのは、金正日総書記の責任を認めたくないためと思われる。その金正日総書記の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め救出の好機となり得る。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉の場に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害でありかつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

政府は、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 24 年 9 月 27 日 鳥取県大山町議会。あて先は、内閣総理大臣 野田佳彦 様、外務大臣 玄葉光一郎様、拉致問題担当大臣 松原仁 様、内閣官房長官 藤村修 様、衆議院議長 横路孝弘様、参議院議長 平田健二様であります。

次に、発議案第 10 号香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

8 月 15 日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が、わが国の領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

事前予告があったにもかかわらず、政府は有効な対応ができなかった。不法侵入、不法上陸は国家主権の侵害であり、今後、同様の事案に対しては、有効かつ厳正な対応を取るべきであり、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書、8 月 15 日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船がわが国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにも関わらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、わが国の国家主権も守れない行為と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかな犯罪行為の嫌疑があるにも関わらず、出入国管理及び難民認定法第 65 条を適用し強制送還とした事は極めて遺憾である。

よって日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を国会及び政府に強く求める。

記、1. 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。2. 不法行為・犯罪行為に対しては、出入国管理法及び難民認定法第 65 条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。3. 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。4. 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化すること。5. 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。平成 24 年 9 月 27 日 鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣 野田佳彦 様、国土交通大臣 羽田雄一郎様、防衛大臣 森本敏 様、法務大臣 滝実 様、財務大臣 安住淳様、外務大臣 玄

葉光一郎 様、内閣官房長官 藤村 修 様、衆議院議長 横路孝弘 様、参議院議長 平田健二 様であります。

次に、発議案第 11 号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出について、提案理由の説明をします。

韓国の李明博大統領は、8月10日島根県の竹島に不法上陸した。この行為は、従来からの日韓関係を根本から覆すものであるといわざるを得ない。また、天皇陛下の韓国訪問に関する発言等、憂慮すべき発言、行為が続いている。

政府はこの事態を深刻に受け止め、韓国に対する対応方針を定め、毅然とした措置をとるべきであり、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書、韓国の李明博大統領は、8月10日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受け止め、韓国に対し、わが国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14日、天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心から謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成20年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得えないし、このような李大統領の一連の言動を看過することは出来ない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は15日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも1965年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「安全かつ最終的に解決」されており、かつ人道上の措置も講じている。そうであるにもかかわらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていききたい」と発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

政府は現在、竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を棄損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。

よって、政府は竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成24年9月27日鳥取県大山町議会。あて先は、内閣総理大臣 野田佳彦 様、外務大臣 玄葉光一郎 様、財務大臣 安住淳 様、内閣官房長官 藤村修 様であります。

以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で総務常任委員長の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第8号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第10号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

- 議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。
- 議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。まず原案に反対者の討論を許します。
- 議員（3番 大森 正治君） はい、議長、3番。
- 議長（野口 俊明君） 大森 正治君。
- 議員（3番 大森 正治君） 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書案に私は反対の立場で討論します。と、いいますのが、確かに尖閣諸島は、歴史的にも、それから国際法的にも日本固有の領土であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは確かです。にも関わらず、中国が領有権を主張するのはなぜなのか、ここを考えなければならない。その背景を見る必要があるというふうに思います。

中国は、尖閣諸島のことをこういうふうに考えているわけです。日清戦争を末期に、日本が不法に奪ったものだとして、日本軍国主義による侵略だと、そういう見解を繰り返しています。これに対して日本政府は、領土問題は存在しない、そういう立場を取り続けて、中国に対して、これまでただの一度も反論せず、日本の主張を述べることができなしております。これでは、中国を話し合いのテーブルにつけることも、そして納得させることもできません。

だから、尖閣諸島の問題を解決するためには、領土問題は存在しないというかたくなな立場を改めて、領土に関わる紛争問題が存在することを認めて、冷静で理性的な外交交渉によって、日本の領有の正当性を堂々と主張し、解決を図ることが、重要だというふうに考えます。

そのため中国に対して、断固たる抗議を行なうとか、南西諸島の防衛を強化するとか、この時期に国有化するとか、日本政府は国有化してしまったわけですがけれども、そういう感情的で強行な手段に出ることは、ことを余計にこじらせることになると思います。

尖閣諸島について今求められている大切なことは、過去の侵略戦争に対する真剣な反省とともに、この問題を巡る歴史的事実と国際的道理を冷静に解き、理解を得る外交努力ではないでしょうか。

そういう外交努力こそが、日本軍国主義の侵略だと考えている中国の国民に対しても説得することに結びつくと私は考えます。そういう点で、このような意見書の提出に反対します。

- 議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。
- 議員（2番 米本 隆記君） 議長、2番。
- 議長（野口 俊明君） 2番 米本 隆記君。
- 議員（2番 米本 隆記君） この意見書の提出につきましては、総務常任委員会で検討させていただきました。そもそもこの今領土問題は存在しないと言われましたですが、日本は、この尖閣諸島を日本の領土として駐在せず、他国に配慮した実効支配を続けてきました。もし、仮に中国がそういうに言われるのであれば、日本が竹島を地方裁判所に提訴するというように、どうしてそういった動きがないのでしょうか。国際的にもちゃ

んとしたルールがあるんですから、それに則ればいいかと思います。それができないのであれば、やはりこれは日本国有の領土として認めていただくしかありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）以上をもって賛成の討論といたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第11号 李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（3番 大森 正治君） 議長、3番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の討論を許します。

○議員（3番 大森 正治君） はい、議長、3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大森 正治君。

○議員（3番 大森 正治君） この意見書案に対しましても、基本的に同じような考えで私は反対の立場で討論したいと思います。

竹島もですね、尖閣諸島同様に、歴史的にも国際法的にも日本の領有に根拠があると思います。ただ日本の竹島編入時期、これ1905年ですが、その時期と日本が韓国を併合し、植民地化した時期、これが重なっているために問題が複雑になっていると思います。だからこそ、複雑になっているからこそ、問題の解決のためには、外交交渉によって、歴史的事実と国際的道理に基づいて、冷静に対話することが重要だと考えます。

そして韓国に対しては、日本における植民地支配の歴史を無視しては、話し合いはできません。日韓両政府が、冷静に話し合いをするためには、まず日本が韓国に対する、過去の植民地支配の誤りをきちんと認めることが不可欠だと思います。その上にたって、その上にたってです、竹島領有の歴史的事実を突きつけながら話し合っ問題の解決をはかることが重要と考えます。

だから、対韓国外交の総合的な見直しを進めるべきというような対決姿勢を強調する姿勢というのは、問題の解決に逆行するものでしかありません。また従軍慰安婦問題は、

旧に日本軍による強制と関与の事実を認めた 1993 年の河野洋平官房長官談話が、日本政府の見解とされ、歴代政府がこの河野談話を継承するとしてきました。

また慰安婦問題は、日韓基本条約において、完全かつ最終的に解決しているというのは誤りで、これは 1965 年の日韓請求権協定の対象外になっています。このことは、2011 年の 8 月 30 日の韓国憲法裁判所で決定になっているということです。このような点から本意見書の提出に反対をします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39 発議案第 12 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 39、発議案第 12 号 鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 教育民生常任委員長 岡田 聰君。

○教育民生常任委員長（岡田 聰君） ただいま議題となりました発議案第 12 号 鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業の継続を求める意見書の提出についての提案理由のご説明をいたします。

鳥取県では、平成 24 年度「事業棚卸し」により、現在、老人クラブ社会参加活動促進事業の廃止が検討されているが、医療費や介護給付費の抑制が喫緊の課題となるなか、元気な高齢者を増やしていくためには、今後も、老人クラブの主体的活動を支援していくことが必要であり、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業の継続を求める意見書、我が国では、急速な少子高齢化が進展するなか、医療費や介護給付費が毎年増加を続けており、それらの抑制が喫緊の課題になっている。

人口が多い「団塊の世代」が高齢になり、平成 12（2000）年には、現役世代（15～64 歳）4 人で 1 人の高齢者を支えていた福祉は、今後現役世代の負担が増加し、平成 37 年（2025）年には、2 人で 1 人の高齢者を支えなければならない見込みである。

こうした状況を改善していくためには、元気な高齢者を増やし、社会保障費用の抑制を図る必要があり、政府では、高齢者支援対策事業を通じ、「支えられる高齢者」から「支える高齢者」への変革が進められている。

こうした状況の中、鳥取県においては、平成 24 年度の「事業棚卸し」によって、単位老人クラブへの補助金を含む老人クラブ社会参加活動促進事業の廃止が検討されている。

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めてきた。さらに最近「支え愛活動」等の社会貢献活動も、その活動の重要な柱として重視しており、地域社会の守り手として、いっそう大きな期待が寄せられるところである。

価値観の多様化により、老人クラブへの加入率は減少しているものの、今後も高齢者の閉じこもり予防、生きがいと健康づくり、社会貢献活動の担い手としての期待は、極めて大きいものがある。そして、この実現を図るには、高齢者自身のなお一層の主体的な活動を引き続き支援していくことが必要である。

そこで、大山町議会は以下のとおり、老人クラブ社会参加活動促進事業が、平成 25 年度以降も継続的に実施されることを強く要望する。

記、1. 鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業について、平成 25 年度以降も、従前なみの予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。平成 24 年 9 月 27 日、鳥取県大山町議会。あて先は、鳥取県知事 平井伸治 様、鳥取県議会議長 伊藤美都夫 様であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野口 俊明君） これにて教育民生常任委員長による発議案第 12 号の提案理由の説明を終わります。

これから、発議案第 12 号 鳥取県老人クラブ社会参加活動促進事業の継続を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 40、議員派遣についてを議題にします。会議規則第 119

条の規定により、お手元に配布してありますとおり、鳥取県町村議会議長会主催の2件の研修会に、それぞれ議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第41 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第41、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第42 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第42、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配布しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第43 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第43、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 44 閉会中の継続調査について（議会改革調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 44、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 45 閉会中の継続調査について（大山恵みの里構想調査特別委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 45、大山恵みの里構想調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山恵みの里構想調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 46 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 46、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会運営を円滑かつ効率的に行なうため、閉会中において議会運営に関する事項を、継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成 24 年第 8 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊 雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 1 1 時 46 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 諸遊 壊司

署名議員 足立 敏雄